

第1章 計画の基本事項

1-1 改定の背景と目的

知立市環境基本計画は、2008年3月に今後10年間の知立市の環境政策の方向性を定める計画として策定されました。この計画は、本市で最初の環境基本計画として、「みんなが輝く 健康と環境のまち」を環境目標像に掲げ、市民と事業者の皆さまと相談しながら取り組みの方向性をとりまとめました。

本市では、この10年間、計画の内容に基づき、各種取り組みを進めてきました。特に環境政策を全市的に推し進めるための基盤として、地球温暖化*対策に関する取り組みの強化を目指した地球温暖化対策実行計画*や知立市エコプランの策定、市民や事業者の皆さまに環境に優しい生活に取り組んでいただくための各種助成など、持続的に全市で環境政策に取り組むための基盤となる仕組みづくりを積極的に実施してきました。

一方、地球全体を取り巻く環境は、気候変動*の進展、生物多様性*の喪失など依然として悪化傾向であり、本市においても課題が山積しています。

そのため、2016年12月に開催された生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）では、日本を含む締約国のすべてが生物多様性保全に向けた目標（愛知目標）に向けた努力を強化することが求められ、2015年11月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では京都議定書の次の法的枠組みとなるパリ協定が採択されるなど、国際的にも喫緊の課題として議論が進められています。

日本国内においても、2012年4月に閣議決定された第4次環境基本計画において、「安全」の確保を前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加のもとで統合的に達成されることを持続可能な社会の姿として求めています。また、2014年7月には水循環基本法が施行されているほか、2016年に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030年までに温室効果ガス*を26%削減する（2013年度比）することが盛り込まれるなど、環境問題に対して、より積極的な取り組みが求められつつあります。

また、気候変動への対応として、温室効果ガス削減など気候変動の進行を抑える「緩和策」だけでなく、気候変動に備えてその影響に備える「適応策」も必要となりつつあり、環境と防災、健康など様々な分野が協力して対応することが求められます。

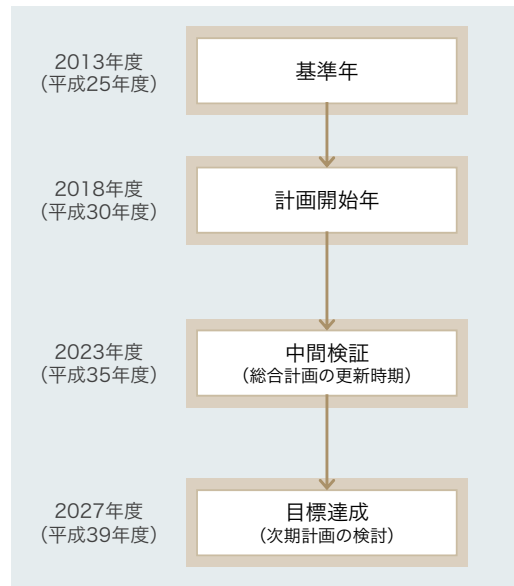
以上のような社会情勢の変化を受けるとともに、これまでに実施してきた取り組みをさらに発展させることを目的として、第2次知立市環境基本計画を策定します。また、国際的、国内的に特に課題となりつつある地球温暖化対策を強力に推し進めることを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を環境基本計画と合わせて見直し改定します。なお、本計画は生物多様性基本法第13条に基づく知立市生物多様性地域戦略*としての役割を果たします。

1-2 計画の対象地域と期間

本計画の対象地域は知立市全域です。

対象期間は2018年度から10年間とし、目標年次は2027年度です。計画開始から6年後である2023年度には総合計画の更新時期と重なることから、必要に応じて計画の中間検証を実施します。

また、成果目標の比較対象となる基準年は統計データがそろい、かつ二酸化炭素排出量の削減目標の基準年である2013年度とします。



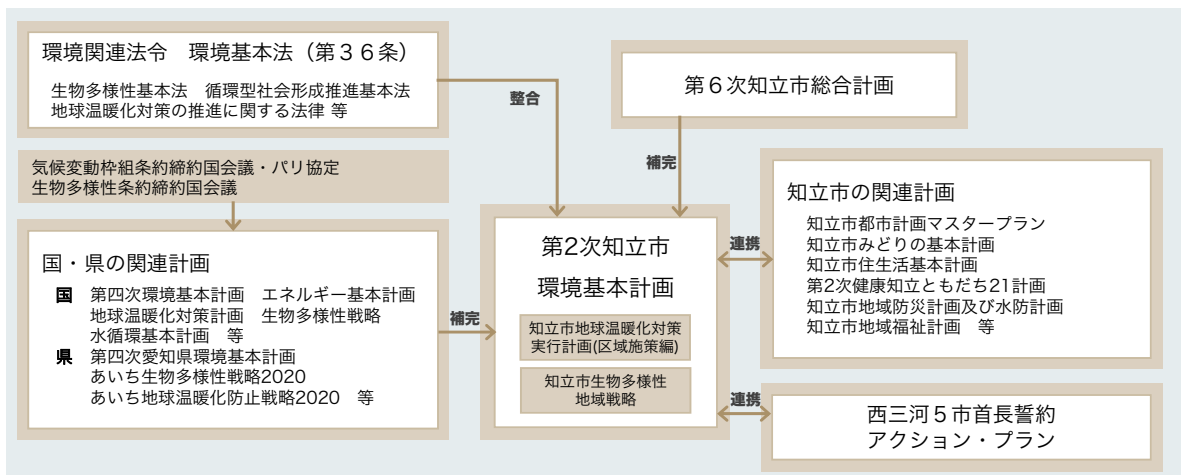
計画期間

1-3 計画の位置づけ

環境基本計画は2007年に施行された知立市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

環境関連法令および国や県の示す関連計画と整合を図り、本市の地域特性に基づく内容の補完を行います。また、第6次知立市総合計画の環境分野における補完・具体化を図るとともに、その他関連計画との連携を行うものです。

さらに、これまでは別々に計画されてきた知立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、知立市生物多様性地域戦略を環境基本計画の一部として位置づけるとともに、西三河5市首長誓約*アクションプランとの連携を図ります。



計画の位置づけ

1-4 計画の主体と役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市が連携・協働して取り組みます。
各主体の役割は知立市環境基本条例第4条から第6条に基づき、以下の通りとします。

(1)市民の役割

健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるよう、日常生活において環境について意識し、環境への負荷の低減に努めることを実践することが期待されます。また、環境の保全および創造に資する活動に参画するとともに、市が実施する環境施策に協力することが期待されます。

(2)事業者の役割

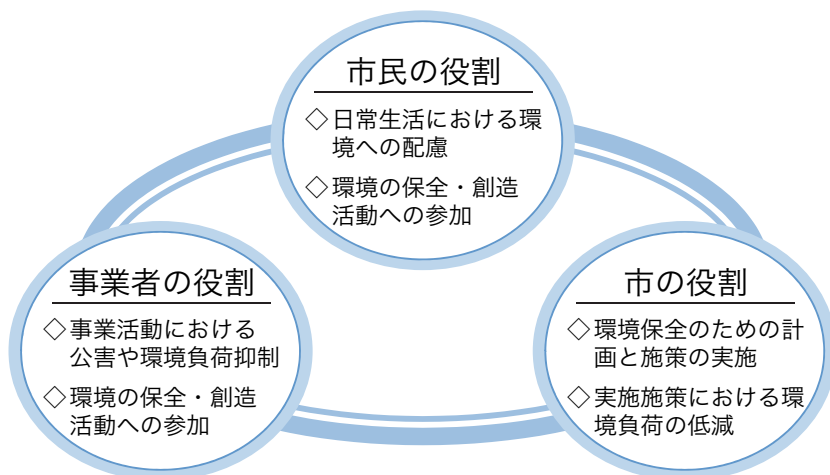
事業活動を行うにあたって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければなりません。また、事業活動にかかる製品等が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、事業活動において再生資源等を利用することが求められます。

また、市民同様に環境の保全および創造に資する活動に参画するとともに、市が実施する環境施策に協力することが期待されます。

(3)市の役割

市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるよう、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施し、また、市民・事業者が協力できるよう支援することが求められます。

また、自らの施策を実施するにあたって、環境負荷の低減に努めることが必要です。



計画の主体と役割